

公認スノーボードバッジテスト基準及び実施要領

I プライズテスト

1. 公認スノーボードバッジテスト規程第 10 条に基づき、プライズテスト基準及び実施要領について、必要な事項を定める。

(1) プライズテストは、実技テストとする。

① クラウンプライズテスト及びテクニカルプライズテスト

a 実技テスト種目と使用する斜面

- ミドルターン（総合斜面ナチュラル）
- ショートターン（総合斜面ナチュラル）
- フリーラン（総合斜面ナチュラル）

b 評価方法

検定員の評価の平均値（小数点第 1 位を四捨五入）を当該種目の取得ポイントとする。

c 合否判定

○クラウンプライズテスト

実技 1 種目あたり 100 ポイントとし、3 種目の取得ポイントの合計が 240 ポイント以上をもって合格とする。

○テクニカルプライズテスト

実技 1 種目あたり 100 ポイントとし、3 種目の取得ポイントの合計が 225 ポイント以上をもって合格とする。

(2) 会場の設定については、実施要項の斜面設定を目安に、コース状況、条件を把握し、前走者を活用する等安全に留意し、コースの長さ、幅、回転数等の規制については、主任検定員及び検定員の判断に委ねる。

(3) クラウン及びテクニカルプライズテストは、必要に応じて併催することができる。

(4) 13 才未満及び高齢の受検者については、事前講習、実技テストを実施するにあたり、安全面に特に配慮しなければならない。

II 級別テスト

2. 公認スノーボードバッジテスト規程第 19 条に基づき、公認スノーボード級別テストの基準及び実施要領について、必要な事項を定める。

(1) テストは、次のとおりとする。1 級は実技テストとし、2 級以下は講習内テストとする。

① 1 級テスト

a 実技テスト種目と使用する斜面

- ミドルターン（中斜面）
- ショートターン（中斜面）
- フリーラン（中斜面）

b 評価方法

検定員の評価の平均値（小数点第1位を四捨五入）を当該種目の取得ポイントとする。

c 合否判定

実技種目1種目あたり、100ポイントとし、3種目の評価の合計が210ポイント以上をもって合格とする。

d 会員登録

級別テスト1級合格者で、本連盟に未登録の者は、当該年度の会員登録または暫定会員登録をしなければならない。

e 留意事項

事前講習、実技テストを実施するにあたり、安全面に十分配慮しなければならない。

② 2級テスト

a 講習内テスト種目と使用する斜面

- ミドルターン（緩中斜面）
- ショートターン（緩中斜面）
- フリーラン（緩中斜面）

b 評価方法

検定員が講習の中で技術課題を指導し、その運動課題の到達度を評価する。

c 合否判定

実技種目1種目あたり、100ポイントとし、3種目の評価の合計が195ポイント以上をもって合格とする。

③ 3級テスト

a 講習内テスト種目と使用する斜面

- ミドルターン（緩斜面）
- ショートターン（緩斜面）
- フリーラン（緩斜面）

b 評価方法

検定員が講習の中で技術課題を指導し、その運動課題の到達度を評価する。

c 合否判定

実技種目1種目あたり、100ポイントとし、3種目の評価の合計が180ポイント以上をもって合格とする。

④ 4級テスト

a 講習内テスト種目と使用する斜面

- ストレートランニング～ストップ（ごく緩い斜面）
- フリーラン（緩斜面）

b 評価方法

検定員が講習の中で技術課題を指導し、その運動課題の到達度を評価する。

c 合否判定

実技種目1種目100ポイントとし、2種目の評価の合計が110ポイント以上をもって合格とする。

⑤ 5級テスト

a 講習内テスト種目と使用する斜面

- サイドスリップ（緩斜面）

○フリーラン（緩斜面）

b 評価方法

検定員が講習の中で技術課題を指導し、その運動課題の到達度を評価する。

c 合否判定

実技種目1種目100ポイントとし、2種目の評価の合計が100ポイント以上をもって合格とする。

(2) 会場の設定

実技テスト及び講習内テストを実施する団体は、実施要項の斜面設定を目安に、コース状況、条件を把握し、前走者を活用する等安全に留意し、コースの長さ、幅、回転数等の規制については、主任検定員及び検定員の判断に委ねる。

(3) 13才未満及び高齢の受検者については、事前講習、実技テスト及び講習内テストを実施するにあたり、安全面に特に配慮しなければならない。

3. この基準の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成 11 年 6 月 7 日	制定
平成 12 年 9 月 20 日	改正
平成 18 年 11 月 1 日	改正
平成 23 年 9 月 20 日	改正
平成 25 年 7 月 9 日	改正
平成 26 年 4 月 15 日	改正
平成 29 年 7 月 15 日	改正
平成 29 年 8 月 22 日	改正
令和 3 年 9 月 27 日	改正
令和 5 年 4 月 20 日	改正
令和 6 年 7 月 11 日	改正
令和 8 年 3 月 30 日	改正、令和 8 年 8 月 1 日より適用